



MAIL NEWS IBARAKI

高年齢者雇用安定法改正 2021年4月1日から施行！

いままで

65歳までの
雇用確保
(義務)

+

70歳までの
就業確保
(努力義務)

これまで高齢者に働き続けてほしい社会と働きたい労働者を結ぶものとして、また企業は高年齢者の豊富な経験、卓越した技術、優れた知見を失いたくないことなどからも高年齢者雇用安定法は運用されてきました。

しかし、今後見込まれる深刻な少子化問題や企業の労働力不足、さらには年金の財源不足問題に伴い、国は「高年齢者雇用安定法」を4月1日より施行しました。これにより事業主は65歳までの雇用確保と70歳までの就業確保措置を講じることが「努力義務」となりました。

JR東日本がどのような「努力義務」を行っているのか、皆さんご存じですか？

Aさんの場合…

当時、(職場がなくなることから)現場長に「他に(行くところが)ない。大丈夫できるから」と不安のある勤務地に転勤させられました。定年間近のエルダー希望をした際にも、**会社が示した雇用先は不安のある現箇所のままであった**為、転勤と日勤での雇用延長を希望しましたが、結局、聞き入れられずに、**不安や相談もできない精神的な重圧から退職をせざるをえませんでした。**

Bさんの場合…

65歳の退職後に、何度もJESSでのアルバイト勤務の希望を管理者に伝えてきましたが、**会社の対応は定年期限が迫った最後も月に入っても返答なし。**残り2週間を切るとBさんに貸与品の返納を伝え、結局雇用が切れるぎりぎりになってから「雇用延長は出来ない！」と伝えてきました。この間Bさんは、**再就職の活動もできずそのまま職を失うことになりました。**



**これは私たちの将来にかかわる問題です！
法律とエルダー制度の趣旨を理解して新たな展望を切り拓こう！**